

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)	
地域名 (地域内農業集落名)	今福2 (浜ノ脇、北東)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 11 日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は区画整理が完了している圃場などで、水稻を中心とした営農が行われている。一方、それら以外の地域では棚田で不整形の狭い圃場などもあり、機械での作業や傾斜のきつい法面の草刈など作業効率が悪いところもある。

耕作者の高齢化に伴う離農等により、農業者自体が減少している。併せて、担い手の高齢化、若年層の新規参入者もなかなか確保できず、地域の労働力は減少傾向にある。

イノシシやアライグマなどの有害鳥獣による被害を防止するため、防護柵を設置している場所でも被害を受けている圃場がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

区画整理が完了し、高規格な圃場条件を有する地域内農地を最大限活用していくためには、地域内外から農地を利用するものを確保し、担い手となる経営体へ農地を集約化していく必要がある。それら以外の地域においては、必要に応じて区画整理や水路や農道といった農業用施設等の条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく。

有害鳥獣対策としては、緩衝地帯を整備したり、日常的な防護柵の適正管理を行い被害防止を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の担い手が利用を行える農地については、集積・集約を図る。農道や水路等の維持ができない箇所は非農地とすることも検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し今後地域内の担い手となる経営体へ集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農する農家や後継者のいない農家については、農地中間管理機構を活用して担い手へ集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
狭小地や段差がある所があり作業の効率が悪い。集約化を図るうえで整備が必要になれば地域で検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から経営体を募り、担い手を確保し集積することで農地の維持を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため地域の担い手や若手の農業者が作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取り組みが必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。